

組織体制

- 特別区・・・地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる効果的・効率的な組織体制
- 大阪府・・・全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、広域機能を強力に推進できる組織体制

◆特別区の職員数（一部事務組合を含む特別区合計）
 【4区（試案A、試案B）】10,150人
 【6区（試案C、試案D）】10,740人

◆府への移管人数
 ・1,370人を移管（各試案共通）
 ※経営形態見直し部門・学校園等及び技能労務職を除く（特別区・大阪府共通）

◆組織体制の整備に向けた職員採用
 ・組織体制整備のため、「4区案：210人」「6区案：800人」を、準備期間中に、大阪市・大阪府において計画的に採用

財産・債務

- 特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担（案）などを踏まえ、財産・債務を承継
- 株式、基金等の財産は、特別区が承継することを基本とし、大阪府には事務分担（案）等に密接不可分なものに限定
- 地方債（発行済みの大阪市債）は、大阪府に一元化して承継し償還（償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担）

◆住民サービスに必要な財産の取扱い

財産の承継先		主なもの
特別区	財産の所在特別区	幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、住民に身近な公園などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など
	一部事務組合	中央体育館、斎場 など
大阪府		高等学校、府道、大規模な公園、国際見本市会場（インテックス大阪）などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など

大阪府・特別区協議会（仮称）

- 特別区と大阪府及び特別区相互の間の連絡調整を図るために設置
- 東京の都区協議会を発展・充実させ、特別区の考えがより反映される「特別区重視」の仕組みを構築

◆委員構成
 ・委員は、各特別区の区長と知事を基本
 ・必要に応じ、議会の代表者、職員、学識経験者等を加えることができる

◆大阪府・特別区協議会の運営
 ・合意による運営を基本
 ・特別区と大阪府に係る財政調整や財産・債務、事務分担などを幅広く協議

◆第三者機関の設置
 ・特別区と大阪府の協議が不調になった場合には、第三者機関（構成員：学識経験者、弁護士等）が双方の意見を聴いたうえで、「調停案」を提示

地域自治区・地域協議会

- 現在の24行政区のコミュニティに配慮し、地域自治区・地域協議会を設置

◆地域自治区

- 地域自治区の事務所
 ・現在の24行政区単位で地域自治区事務所を設置し、窓口サービス（※）を継続して実施
 ※住民票の写し等の交付、国民健康保険、保健福祉センター業務 等
 ・事務所の名称は、○○地域自治区事務所とします。（○○には現在の区名を残します。）

- 地域協議会
 ・現在の24行政区単位で地域協議会を設置。特別区長などに意見を述べるすることができます。



特別区設置に伴うコスト

- システム改修経費や庁舎整備経費、移転経費、街区表示変更経費などのインシヤルコスト、システム運用経費や民間ビル賃借料、新庁舎維持管理経費などのランニングコストを、各特別区に新たに必要となる経費として試算しています。

- ・ 庁舎整備にあたっては、不足する執務室面積への対応として、
 ①建設案（特別区内で新庁舎を建設）
 ②賃借案（特別区内で民間ビルを賃借）の2案で幅を持って試算
- ・ 具体的な整備にあたっては、新庁舎の建設や民間ビルの賃借を柔軟に組み合わせ整備

（単位：億円）

区割り案	インシヤルコスト	ランニングコスト
試案A（4区A案）	302～479	39～45
試案B（4区B案）	311～561	41～48
試案C（6区C案）	346～686	52～60
試案D（6区D案）	354～768	54～62

※今後、設置の時期や今後の社会経済情勢の変動等により、試算数値は変動します